

登録・届出・証明

住民課 ☎ 83-2182

□ 戸籍に関する届出 （本人確認できる書類をお持ちください）

届出の種類	届出期間	届出人・届出場所	届出に必要なもの	ご注意
出生届	生まれた日から数えて 14 日以内	●父または母もしくは父母 ●出生地、本籍地または届出人の所在地のうちいずれかの市区町村役場	① 届書 ② 届出人の印鑑（※押印は任意） ③ 母子健康手帳	子どもの名前は常用漢字・人名漢字・平仮名・片仮名に限られています。また、振り仮名は一般的に認められている読み方であることが必要です。
死亡届	死亡の事実を知った日から 7 日以内	①同居している親族 ②同居していない親族 ③その他の同居者 ④家主、地主または家屋もしくは土地の管理人 ⑤後見人等 ●死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地のうちいずれかの市区町村役場	① 届書 ② 届出人の印鑑（※押印は任意）	後日、次のものをお持ちの方（加入者・受給者）は手続きが必要です。 国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、遺族・障害年金、印鑑登録、介護保険、身体障害者手帳。
婚姻届	任意	●結婚する 2 人 ●2 人のいずれかの本籍地または所在地の市区町村役場	① 届書 ② 2 人の旧姓の印鑑（※押印は任意）	届書に証人 2 人(成年者)の署名・押印（※押印は任意）が必要です。
転籍届	任意	●戸籍の筆頭者及びその配偶者 ●現本籍地、新本籍地または届出人の所在地のうちいずれかの市区町村役場	① 届書 ② 印鑑（筆頭者と配偶者それぞれの印鑑 ※押印は任意）	

※各届書の提出は 1 通です。

※上記の届のほか離婚届・養子縁組届・養子離縁届などがあります。

※戸籍の届出に関連して住所の異動がある場合は、別途住所異動の届出も必要です。

□ 住民の異動の届出 （本人確認できる書類をお持ちください）

届出の種類	届出の期間	届出に必要なもの	届出人
転出届 町外へ引っ越しをするとき	引っ越しをする前 （おおむね2週間前 から受付します）	① 印鑑登録証（登録者） ② 国民健康保険証 または資格確認書（加入者） ③ 各医療証（該当者）	本人または旧世帯主、旧世帯員 代理人も届出が可能です すが、その場合は委任状 が必要です。
転入届 町外から引っ越してきたとき	引っ越してきた日 （住み始めた日）から 14日以内	① 転出証明書 （前住所の市区町村で発行） ② 国民年金手帳（加入者） ③ マイナンバーカード ④ 在留カード（持っている方）	本人または新世帯主、新世帯員 代理人も届出が可能です すが、その場合は委任状 が必要です。
転居届 町内で住所が変わるとき	引っ越してから（新住所に住み始めてから） 14日以内	① 国民健康保険証 または資格確認書（加入者） ② 各医療証（該当者） ③ マイナンバーカード ④ 在留カード（持っている方）	本人または新旧世帯主、新旧世帯員 代理人も届出が可能です すが、その場合は委任状 が必要です。
世帯（主）変更届 世帯主が変わったり世帯を合併 または分離したとき	変更のあった日から 14日以内	① 国民健康保険証 または資格確認書（加入者）	本人または新旧世帯主、新旧世帯員 代理人も届出が可能です すが、その場合は委任状 が必要です。

□ マイナポータルを通じてオンラインで行う「転出」・「転入（転居）予約」
（引っ越しワンストップサービス）

令和5年2月からマイナポータルを通じたオンラインによる転出・転入（転居）予約サービスが開始されました。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じてオンラインでの届出が可能です。このサービスを利用される方は、転出にあたり奥多摩町へ来庁が原則不要です。マイナポータルを通じて転出届を提出された後、別途転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

● 手続きの流れ

- ① マイナンバーカードを使用して、マイナポータルを通じて転出届と転入予約を行います。
- ② 転入住所地の住民登録窓口にて、マイナンバーカードを持参して転入手続きを行います。

●手続きできる方

- ・ 15歳以上の方で、有効なマイナンバーカードを所持している方、またはその世帯員
- ・ 日本国内で引っ越しをする方（国外へ引っ越しをする場合はできません）

●マイナポータルでの手続きに必要なもの

- ・ 最新の住所と氏名情報が記録されているマイナンバーカード（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書が有効である必要があります）
- ・ 署名用電子証明書の暗証番号（大文字のアルファベットと数字が混合した6桁～16桁）
- ・ 利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字のみ4桁）
- ・ 券面事項入力補助用の暗証番号（数字のみ4桁）
- ・ スマートフォン（マイナンバーカードが読み込める機種のものに限ります）、
またはパソコン、タブレット端末（マイナンバーが読み込めるカードリーダーが必要となります）

□ 母子健康手帳

妊娠した方にお渡しいたします。妊娠、出産から小学校入学まで、お母さんと子どもの健康の状況を記録する手帳です。マイナンバーカード（またはマイナンバー通知カード及び本人確認書類）をお持ちのうえ、本庁住民課または古里出張所で交付申請してください。

□ 印鑑の登録

奥多摩町に住民登録をしている 15 歳以上の方（意思能力を有しない方を除く）に限ります。登録は本人が申請してください。もし本人が病気その他の理由でできないときは、代理人が申請することもできます。この場合は、本人の意思を確認する意味で、本人自筆の「代理人選任届」が必要となり、印鑑証明書交付までに数日かかります。

代理人選任届	
代理人住所	
氏 名	
生 年 月 日	
私にかかる〇〇〇〇〇につき、上記の者を代理人に 選任し、その権限を委任したのでお届けします。	
令和 年 月 日	
本人住所	
氏 名	実印
生年月日	
連 絡 先	
奥多摩町長 宛	
(注) 〇〇〇〇〇の部分には、印鑑登録申請、印鑑登録 廃止届、印鑑登録証受領等の用語を記入してください。	



印鑑の登録申請方法

【本人申請の場合】

- ① 登録する印鑑と免許証、保険証（資格確認書）等の本人確認書類をお持ちいただき、登録申請をしてください。
- ② 申請後、町から郵便で本人宛に転送不要で照会書が届きます。
- ③ 同封の回答書に本人が必要事項を記入押印のうえ、登録する印鑑、保険証（資格確認書）等の本人確認書類と併せてお持ちください。
- ④ 回答書と引き換えに印鑑登録証をお渡しします。
ただし、次の場合は即日に印鑑登録証をお渡しします。
 - ・登録する本人が、有効期限内の免許証、マイナンバーカードまたは在留カード等を提示した場合。
 - ・条例に定めるとおり、登録申請書の裏面に、東京都在住で、すでに印鑑登録している人に保証人として、署名押印（実印）してもらい、保証人の印鑑登録証明書を添付した場合。（保証人が奥多摩町在住の方の場合は、印鑑登録証明書の添付は不要です。）

【代理人申請の場合】

※この場合は、印鑑登録証（印鑑登録証明書）を交付するのに数日がかかります。

- ① 代理人は、登録する印鑑と代理人の免許証や保険証（資格確認書）等の本人確認書類のほかに、必ず代理人に委任した旨の本人自筆の書面（代理人選任届）をお持ちいただき、登録申請をしてください。
- ② 申請後、町から郵便で登録する本人宛に転送不要で照会書が届きます。
- ③ 同封の回答書に本人が必要事項を記入押印のうえ、本人が登録する印鑑、免許証や保険証等の本人確認書類と併せてお持ちください。
なお、本人が持参できない場合は、代理人が回答書を持参することもできます。代理人は、登録する本人が照会書の代理人選任届欄に必要事項を記入押印したうえで、登録者および代理人の免許証等の本人確認書類、登録する印鑑と併せてお持ちください。
- ④ 回答書と引き換えに印鑑登録証をお渡しします。

印鑑登録証明書の発行

本人または代理人が「印鑑登録証」を持参して申請書を記入のうえ、「印鑑登録証」と申請書を両方提出していただければ、印鑑登録証明書が発行できます。

印鑑登録の廃止、改印など

印鑑登録証を紛失した場合は「印鑑登録証亡失届」を、また、登録してある印鑑を紛失した場合や廃止または改印したい場合は、印鑑登録証を持参のうえ、「印鑑登録廃止届」を提出してください。

※代理人による手続きの場合は、委任状が必要となります。

※紛失や改印などによる再登録には、再登録料が200円がかかります。

※再登録には、新規登録と同じ手続きが必要となります。

成年被後見人の印鑑登録等の手続き

成年被後見人ご本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人（成年後見人）が同行している場合は、印鑑の登録・改印・廃止の申請ができます。

※手続きに来庁される前に、住民課へお問い合わせください。

登録できない印鑑

次のような印鑑は登録できませんのでご注意ください。

- ① 正しい氏、名で表されていないもの。
- ② 一辺の長さが8mm以下、または25mm以上のもの。
- ③ ゴム印その他（プレス印など）の印鑑で変形しやすいもの、及び欠けた印鑑または三文判など。
- ④ 文字の判読が困難なもの。
- ⑤ 印影を鮮明に表しにくいもの。

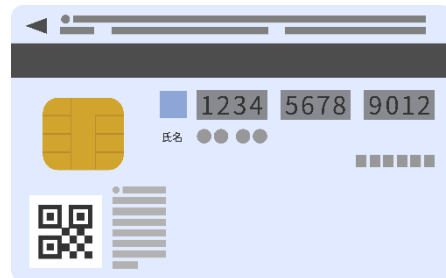
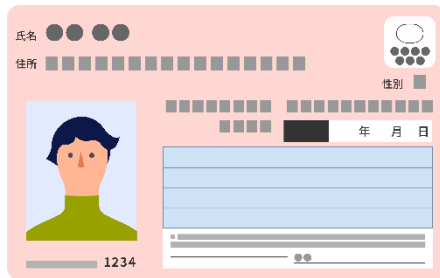
□ マイナンバーカード

手続は予約制で行っています。電話での予約をお願いいたします。

住民課総合窓口係 ☎ 8 3 - 2 1 8 2



予約をされずに来庁した場合、お手続きができなかったり、お待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。



【開設日時】

平日 午前9時～午前11時まで

午後1時30分～午後4時まで

土曜、日曜、祝日は窓口を開設していません。(夜間または休日窓口を除く)

夜間または休日窓口につきましては、奥多摩町のホームページ、広報おくたま、防災無線で
ご確認をお願いいたします。

【申請方法】

●役場で申請

町民の方向けに写真撮影等の申請サポートを行っています。

持ち物

- 2次元コード付き個人番号カード交付申請書

引っ越しなどで申請書の内容が変更になった方や申請書をなくした方は、住民課で申請書を再発行しますので、本人確認書類をお持ちください。

[申請時来庁方式]

申請者本人が住民課窓口で申請手続きを行い、下記の要件を満たすことができる方はマイナンバーカードを本人限定郵便（特例型）または簡易書留郵便（転送不要）で受け取ることができます。

持ち物

- 本人確認書類2点（A2点またはA1点＋B2点）※表1（18ページ）参照

[特急発行制度]

マイナンバーカードを速やかに受け取る必要がある下記対象者については、申請から1週間程度の早い期間でマイナンバーカードを受け取ることができます。マイナンバーカードは原則住民登録地に転送不要の簡易書留で送られます。

対象者

- ・ 乳児（満1歳未満）
- ・ 紛失・破損等により再交付を希望される方
- ・ マイナンバーカードの券面の追記欄の余白がなく、追記できない方
- ・ その他、本人の意思によらずカードが使えなくなった方

など

上記の事由が発生してから30日以内に申請をお願いいたします。

事由により手数料2,000円（電子証明書の希望がない場合は1,800円）をいただきます。

持ち物

- ・ 本人確認書類（A2点またはA1点+B1点またはB2点）

※表1（18ページ）参照

<出生届と同時に申請する場合>

申請者（乳児）本人の父母、法定代理人、または出生届を委任した使者が申請することができます。ただし、「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」の記入は父母または法定代理人が行う必要があります。（使者は申請書の記入ができません）

- ・ マイナンバー総合サイト「特急発行・交付制度による申請方法」
https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/express_apply/
- ・ マイナンバー総合サイト「新生児のマイナンバーカードの申請を出生届と同時に申請できるようになります」
https://www.kojinbango-card.go.jp/241126_2/

- パソコン、スマートフォンによる申請
- まちなかの証明写真機からの申請
- 郵送による申請

マイナンバー総合サイト「マイナンバーカードを申請する」にアクセスし、申請方法を確認して申請してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>



【受取り方法】

＜本人の場合＞

持ち物

- ・ マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書（はがき）
- ・ 通知カード（お持ちの方のみ）
- ・ 住民基本台帳カード（交付を受けている方のみ）
- ・ 本人確認書類（A 1 点またはB 2 点）
※表 1（1 8 ページ）参照

申請者本人が 1 5 歳未満の場合または成年被後見人の場合は申請者の法定代理人にカードを交付します。ただし、申請者本人の同行も必要になります。法定代理人に交付する場合は上記の 4 点に加え、次の書類が必要です。

- ・ 法定代理人の本人確認書類（A 1 点またはB 2 点）※表 1（1 8 ページ）参照
- ・ 法定代理人であることを証する書類
□ 1 5 歳未満の子の親権者の場合、戸籍謄本などの続柄が確認できる書類（住民票が同世帯、本籍が奥多摩町の方は不要）
□ 成年後見人の場合、登記事項証明書（6 か月以内に発行されたもの）

＜代理人の場合＞

マイナンバーカードの受取りは原則として申請者本人にお越しいただく必要があります。ただし、病気、身体の障害のほか、下記の場合は代理人がカードを受け取ることができます。

- ・ 成年被後見人
- ・ 被保佐人、被補助人
- ・ 中学生、小学生、未就学児
- ・ 7 5 歳以上の高齢者
- ・ 長期入院者
- ・ 施設入所者
- ・ 身体以外の障害があるもの
- ・ 要介護・要支援認定者
- ・ 妊婦
- ・ 高校生・高専生
- ・ 海外に留学している者
- ・ 長期出張者、長期に渡航する船員など（仕事内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして交付申請者の出頭が困難であると認められる者）

持ち物

- ・ 代理人の本人確認書類（A 2 点またはA 1 点+B 1 点）
※表 1（1 8 ページ）参照
- ・ 申請者本人の確認書類（A 1 点またはB 2 点）※表 1（1 8 ページ）参照



【マイナンバーカードおよび電子証明書の更新】

マイナンバーカードの有効期限は約10年（18歳未満の場合は約5年）、電子証明書は約5年の有効期限があります。有効期限の2～3か月前に国の機関より住所地宛に転送不要で有効期限の通知（青い封筒）が届きます。有効期限の3か月前の翌日からお手続きができます。

<マイナンバーカードの更新>

カード自体の有効期限が到来する場合は、新しいカードの申請が必要です。申請からカードの受取りまで約1か月程度かかります。

届いた封筒を持って役場に来庁されても、その場で新しいカードの受取りはできません。

<電子証明書の更新>

電子証明書の有効期限が過ぎた後でも無料でお手続きは可能です。有効期限が切れると電子証明は失効となり、証明書を活用したサービスは一時的に利用できなくなりますが、更新手続き後に再度利用可能になります。

持ち物

<本人の場合>

- 有効期限通知書（青い封筒）
- マイナンバーカード
- 暗証番号が不明な場合にはマイナンバーカード以外の本人確認書類（A1点またはB1点）※表1（18ページ）参照

<代理人の場合>

- 申請者本人のマイナンバーカード
- 代理人の本人確認書類（A1点）
※表1（18ページ）参照
- 有効期限通知書（青い封筒）（*）
- 「照会書兼回答書」に必要事項を記入し封緘したもの（*）

暗証番号が不明な場合で代理人でのお手続きを希望する場合、上記の（*）の書類が無い場合は住民課総合窓口係へご相談ください。

【紛失時の手続】

マイナンバーカードを紛失したり、盗難にあった場合は最寄りの警察署や交番で遺失届出をし、「受理番号」を控えて、住民課の窓口に分失届を出してください。自宅内で紛失された場合は、警察への届出は必要ありません。

また、カードの悪用を防ぐため、マイナンバーカード機能停止のお手続きをおとりください。機能停止については、下記の個人番号カードコールセンターへご連絡ください。

マイナンバーカード総合フリーダイヤル（無料）

☎0120-95-0178

個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）（有料）

☎0570-783-578



なお、再交付を希望される方は、住民課窓口にて再交付のお手続きを行ってください。お手続きには、警察署や交番へ届け出た遺失物届の「受理番号」が必要になります。

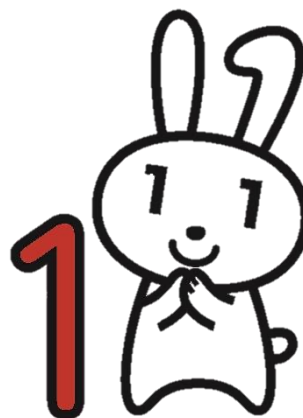
表 1 本人確認書類

Aの書類（1点の提示が必要）	Bの書類（いずれか2点の提示が必要）
・ 個人番号カード ・ 写真付きの住民基本台帳カード ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 （交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る） ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 一時保護許可書 ・ 仮滞在許可書	・ 健康保険証（資格確認書） ・ 介護保険証 ・ 各種年金証書 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書 ・ 年金手帳 ・ 敬老手帳 ・ 預金通帳 ・ 社員証 ・ 学生証 ・ 生活保護受給者証 ・ 官公庁が職員に対して発行した証明書 ・ キャッシュカード ・ クレジットカード 等

※有効期限が定められている確認書類は、有効期限内の書類をお持ちください。

※氏名・生年月日または氏名・住所が記載されているものに限りです。

※その他、認められる書類に関しては住民課総合窓口にお問い合わせください。



□ 各種証明書等の申請

※すべての申請時に来庁者の本人確認できる書類をお持ちください。

＜受付時間＞ 午前8時30分～午後5時15分

住民票・戸籍・印鑑証明等

証 明 書 等	申請・受付窓口		手数料 (1通)	必 要 な も の
	役場住民課	古里出張所		
住民票	○	○	200円	・代理人が来庁する場合（別世帯の方）は委任状が必要です。 ※第三者の方（別世帯の方）が請求する場合は、請求理由を明らかにしていただきます。また請求理由に応じた資料等の提示が必要な場合があります。 ※住基ネット利用の住民票については、住民課へお問い合わせください。
住民票記載事項 証明書	○	○	200円	・代理人が来庁する場合は委任状が必要です。
戸籍全部（個人） 事項証明書 戸籍謄（抄）本	○	○	450円	※本籍が奥多摩町にある方（あった方）が請求できます。 ・代理人が来庁する場合は委任状が必要です。 ※戸籍に記載されている本人、その配偶者、直系尊属、直系卑属以外の方が請求される場合は請求理由を明らかにしていただきます。また請求理由に応じた資料等の提示が必要な場合があります。
除籍全部（個人） 事項証明書 除籍・改製原 戸籍謄（抄）本	○	○	750円	

証 明 書 等	申 請 ・ 受 付 窓 口		手数料 (1 通)	必 要 な も の
	役場住民課	古里出張所		
【広域交付】 戸籍全部事項 証明書 戸籍謄本	○	○	4 5 0 円	※日本全国にある戸籍を請求することができます。 ※戸籍に記載されている本人、その配偶者、直系尊属、直系卑属の方のみ請求できます。 ※代理人による請求不可 ・ 本人確認書類として、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。
【広域交付】 除籍全部事項 証明書 除籍・改製原 戸籍謄本	○	○	7 5 0 円	
身分証明書	○	○	2 0 0 円	※請求者は本人に限られます。 ※本籍が奥多摩町にある方が請求できます。 ・ 代理人が来庁する場合は委任状が必要です。
戸籍届書受理 証明書	○	×	3 5 0 円	※奥多摩町に戸籍届出書を出された方で届出人の方が請求できます。 ・ 代理人が来庁する場合は委任状が必要です。 ※上質紙の証明は1 通 1400 円
戸籍届書 記載事項証明書	○	×	3 5 0 円	※奥多摩町に戸籍届出書を出された方、またはその家族・親族の方で、特別な事由がある場合に限定されます。 ※「特別な事由」は住民課へお問い合わせください。 ・ 代理人が来庁する場合は委任状が必要です。

証 明 書 等	申請・受付窓口		手数料 (1通)	必 要 な も の
	役場住民課	古里出張所		
戸籍の附票	○	○	200円	※本籍が奥多摩町にある方（あった方）が請求できます。 ・代理人が来庁する場合は委任状が必要です。 ※戸籍に記載されている本人、その配偶者、直系尊属、直系卑属以外の方が請求される場合は請求理由を明らかにしていただきます。また、請求理由に応じた資料等の提示が必要な場合があります。
印鑑登録証明書	○	○	200円	・印鑑登録証 ※代理人が来庁する場合は、登録者の印鑑登録証をお持ちになり、申請書に登録者の住所・氏名・生年月日を正確に記載できれば発行できます。 ☆詳しくは「印鑑登録」（12ページ）をご覧ください。
マイナンバーカード （個人番号カード）	○	×	無 料 (初回のみ)	※本人または法定代理人に交付できます。 ・交付通知書（ハガキ） ・通知カード ・住基カード （お持ちの方のみ） ・本人確認書類 ・代理権の確認書類（15歳未満の方または成年被後見人の法定代理人のみ必要。ただし同一世帯の親などは不要） ☆詳しくは「マイナンバーカード」（18ページ）をご覧ください。

証 明 書 等	申請・受付窓口		手数料 (1通)	必 要 な も の
	役場住民課	古里出張所		
自動車臨時運行 許可証及び 番号標交付	○	○	750円	・自動車損害賠償責任保険 証明書（原本） ・自動車検査証等（原本） または電子車検証（原本） ※電子車検証をお持ちの方は併せて車検証閲覧アプリの画面または自動車検査証記録事項の提示が必要です。詳しくは国土交通省「電子車検証特設サイト」をご確認ください。 https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/

税証明等

証 明 書 等	申請・受付窓口		手数料 (1通)	必 要 な も の
	役場住民課	古里出張所		
課税証明書・ 非課税証明書	○	○	200円	※必要年度の1月1日現在奥多摩町に住所がある方に限ります。 ・代理人が来庁する場合は委任状が必要です。
納税証明書	○	○	200円	・代理人が来庁する場合は委任状が必要です。
軽自動車税納税 証明書	○	○	無 料	※車検用
固定資産評価 証明書・ 公租公課証明書	○	○	200円 (5筆、5棟までごとに)	・代理人が来庁する場合は委任状が必要です。 ・年度途中に所有者が変更になっている場合は登記簿謄本等

証 明 書 等	申請・受付窓口		手数料 (1 通)	必 要 な も の
	役場住民課	古里出張所		
土地所在証明書	○	○	2 0 0 円	※車庫証明用
家屋所在証明書	○	×	2 0 0 円	・ 登記申請書（原本と複写したもの各 1 通） ・ 建物図面・各階平面図（複写したもの 2 通）
家屋滅失証明書	○	×	2 0 0 円	・ 登記簿謄本
住宅用家屋 証明書	○	×	1 3 0 0 円	※住民課へお問い合わせください。
土地・家屋台帳 の閲覧	○	×	2 0 0 円 (1 冊ごと)	—
公図の閲覧	○	×	2 0 0 円 (1 枚ごと)	—
公図の写し	○	×	2 0 0 円 (1 枚ごと)	—

軽自動車原動機付自転車関係

証 明 書 等	申請・受付窓口		手数料	必 要 な も の
	役場住民課	古里出張所		
登録・廃車・ 変更	○	×	無 料	※住民課へお問い合わせください。

□ 外国人住民に係わる住民基本台帳制度について

住民基本台帳法、入国管理法などの外国人に適用される法律が改正され、平成24年7月9日に新制度が開始されました。これにより従来の外国人登録制度が廃止され、外国人の方も住民基本台帳制度の対象となり、住民票が作成されるようになりました。

●対象者

- ・ 3 か月をこえる中長期在留者（在留資格が「短期滞在」「外交」「公用」以外）
- ・ 特別永住者
- ・ 一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ・ 出生または国籍喪失による経過滞在者

●在留カードまたは特別永住者証明書の交付

- ・ 在留カードの申請窓口は、地方入国管理局となり、特別永住者証明書の申請窓口は市区町村となります。

年 齢	在留資格	有効期間
16 歳以上	永 住 者	交付の日から 7 年間
	永住者以外の方	在留期間の満了日まで
	特別永住者	各種申請・届出後 7 回目の誕生日まで
16 歳未満	永 住 者	16 歳の誕生日の前日まで
	永住者以外の方	在留期間の満了日または、16 歳の誕生日の前日のどちらか早い日まで
	特別永住者	16 歳の誕生日の前日まで

●詳しくはこちらをご覧ください

出入国在留管理庁ホームページ（外部リンク）

https://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_index.html

出入国在留管理庁ホームページ（外部リンク）英語版

<https://www.moj.go.jp/EN/index.html>

総務省ホームページ（外部リンク）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html

総務省ホームページ（外部リンク）英語版

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_english.html

□ 郵送による申請（住民票・戸籍関係）

【必要なもの】

- 申請書（町ホームページよりダウンロードした申請書 または それに代わる下記の記載事項を書いた申請書）

※ 申請書の記載事項

- ① 請求者の住所、氏名、電話番号（日中連絡がとれる番号をお書きください。）
- ② 必要な証明書の種類（住民票・戸籍謄本・身分証明書 等）
 - ★ 必要とする住民票の住所、氏名、「本籍」・「続柄」記載の有無
 - ★ 必要とする戸籍の本籍、筆頭者氏名、必要な方の氏名、請求者との関係
 - ★ 必要とする身分証明書の本籍、筆頭者氏名、必要な方の氏名

※ ただし、身分証明書は本人以外の方は請求できません。
- ③ 必要な通数
- ④ 使用目的

- 手数料（手数料一覧表でご確認いただき、郵便局で定額小為替を購入してください。）
- 返信用封筒（請求者の住民登録されている住所・氏名を書いて切手を貼ったもの。）
- 本人確認書類の写し 2点（運転免許証、保険証または資格確認書、パスポート、マイナンバーカード、預金通帳、キャッシュカード、診察券 等）

【送付先】〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川215番地6
奥多摩町役場 住民課

〈ご注意ください〉

※ 第三者の方からの請求や、請求者本人が記載されていない戸籍を請求される場合は、委任状や続柄の分かる書類等を提出していただくことがあります。

※ 税証明など、上記以外にも郵送で請求できる証明書があります。

詳しくは、住民課へお問い合わせください。



□戸籍広域交付について

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました（広域交付）。これによって、本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村窓口で戸籍証明書等を取得することができます。

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

【広域交付で戸籍謄本等を請求できる方】

- 戸籍謄本等に記載されている本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）、直系卑属（子、孫等）に限られます。
- 父母の戸籍から除籍した兄弟姉妹の戸籍謄本等は請求できません。
- 代理人による請求及び郵送での請求はできません。

【本人確認について】

窓口にお越しになった方の本人確認のため、以下の顔写真付きの公的機関が発行した本人確認書類の提示が必要です。

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード 等

※顔写真付きの本人確認書類であっても、公的機関以外が発行したものは認められないのでご注意ください。

※広域交付では、通常の戸籍謄本等の請求よりも厳格な本人確認が定められているため、健康保険証、年金手帳等は本人確認書類として認められません。

【広域交付対象証明書及び交付手数料】

請求できる証明書	1 通の手数料
戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）	450 円
除籍の全部事項証明書（除籍謄本）	750 円
改製原戸籍謄本	750 円

※個人事項証明書（戸籍抄本）、一部事項証明書、戸籍の附票の写し、戸籍諸証明（身分証明書、独身証明書等）は広域交付の対象外です。これまで通り本籍地のみでの交付となります。

【ご利用にあたっての注意事項】

※広域交付による戸籍証明書等が請求できるのは、請求者本人に限られます。窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず代理人等ではなく、請求者本人が窓口にお越しください。

※本籍地および証明書の状況により、広域交付の対象外の可能性がございます。その場合は本籍地にてご請求ください。

※通常の戸籍証明書等よりも発行に時間がかかるため、時間に余裕をもってお越しください。
複数の本籍地に係る戸籍証明書等の請求をされる場合、本籍地への照会等が必要なことから、即時交付ができず、後日の交付とさせていただく場合があります。